

第6期古賀市障がい福祉計画

第2期古賀市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月

古賀市

目次

1. 計画の位置づけ	1
2. 古賀市の障がいのある人の状況	2
3. 障がい福祉サービスの量の見込み	3
4. 成果目標の設定	9
5. 取組みの体制	13

※令和3年度から、古賀市が策定する計画中においては、原則、全て「障がい」の表記を使用することとしております。
法令名等が正式な表記と異なる表記となっている場合がありますので、ご注意ください。

表紙・裏表紙は古賀特別支援学校の児童・生徒の作品です

1. 計画の位置づけ

●古賀市障がい福祉計画及び古賀市障がい児福祉計画とは

古賀市の障がい者及び障がい児施策にかかる基本の方針を定めた『古賀市障がい者基本計画』の方針を踏まえ、具体的な障がい福祉サービス・障がい児通所支援等の量を見込み、その提供体制についての計画をしたものが『古賀市障がい福祉計画』・『古賀市障がい児福祉計画』です。また、本計画の策定については、次項に述べる「古賀市障がい者基本計画」をはじめ、「古賀市総合振興計画」等の市の関連計画における障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと整合性を保つようになっています。

●『古賀市障がい者基本計画』と『古賀市障がい福祉計画』・『古賀市障がい児福祉計画』の関係

古賀市障がい者基本計画

- ・障がい者基本法第11条第3項に基づく計画
- ・計画の内容：基本理念、基本方針、施策の方向性、重点施策
※他分野にわたる計画として古賀市総合振興計画と整合を図った計画

古賀市障がい福祉計画

- ・障がい者総合支援法第88条第1項に基づく計画
- ・計画の内容：障がい福祉サービスの具体的目標
※障がい福祉サービスの必要量の見込み
※サービス確保の方策等に関する計画

古賀市障がい児福祉計画

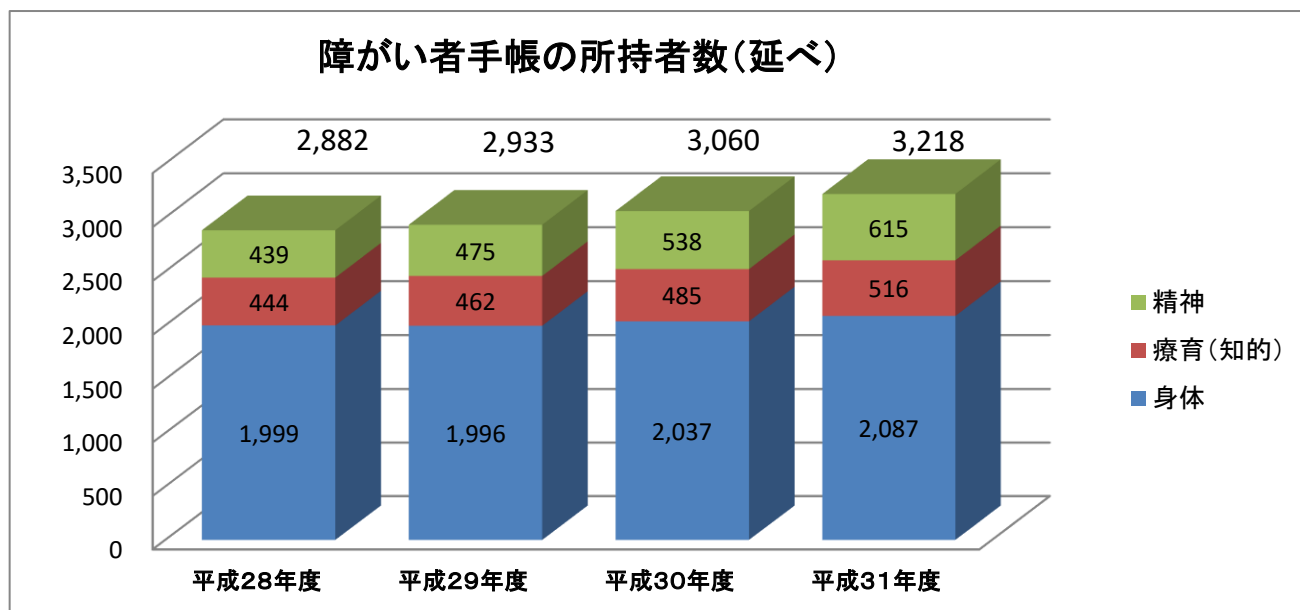
- ・児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画
- ・計画の内容：障がい児通所支援等の具体的目標
※障がい児通所給付等の必要量の見込み
※必要な見込量確保の方策等に関する計画

●計画期間

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい者基本法	第4期古賀市障がい者基本計画 令和3年度～令和8年度						第5期古賀市障がい者基本計画 令和9年度～令和14年度		
障がい者総合支援法	第6期古賀市障がい福祉計画 第2期古賀市障がい児福祉計画 令和3年度～令和5年度						第7期古賀市障がい福祉計画 第3期古賀市障がい児福祉計画 令和6年度～令和8年度		
児童福祉法	第8期古賀市障がい福祉計画 第4期古賀市障がい児福祉計画 令和9年度～令和11年度								

2. 古賀市の障がいのある人の状況

・障がいのある人の数の推移



障がい者手帳所持者数は、身体障がい者手帳については、緩やかな増加傾向で推移しています。療育手帳（知的）と精神障がい者保健福祉手帳においても、毎年度増加傾向にあります。平成28年度から平成31年度にかけての増加率が、療育手帳が約16%、精神障がい者保健福祉手帳が約40%となっており、特に後者が大幅な増加となっております。

年齢構成別の推移

（身体障がい者手帳）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～17 歳	39	42	43	44
18～64 歳	544	528	539	545
65 歳以上	1,416	1,426	1,455	1,498
合 計	1,999	1,996	2,037	2,087

（療育手帳）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～17 歳	131	134	139	160
18～64 歳	293	307	324	335
65 歳以上	20	21	22	21
合 計	444	462	485	516

（精神障がい者保健福祉手帳）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～19 歳	17	18	31	35
20～69 歳	387	419	460	523
70 歳以上	35	38	47	57
合 計	439	475	538	615

3. 障がい福祉サービスの量の見込み

平成28年度から令和2年度までの実績（令和2年度は実績見込）を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの障がい福祉サービスの見込量を設定します。

「時間／月」…月間のサービス提供時間

「人日／月」…月間の利用人員（実人数）×1人1月当たりの平均利用日数

「人／月」…月間の利用人数（実人数）

「人／年」…年間の利用人数（実人数）

・ 障がい福祉サービス事業の見込量

サービス名	単 位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	743	800	862	928
	人/月	42	46	47	48
重度訪問介護	時間/月	77	160	240	240
	人/月	1	2	3	3
同行援護	時間/月	59	83	83	83
	人/月	5	7	7	7
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
生活介護	人日/月	2,329	2,385	2,442	2,501
	人/月	119	123	127	131
自立訓練（機能訓練）	人日/月	38	41	41	41
	人/月	4	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日/月	29	38	38	38
	人/月	2	3	3	3
就労移行支援	人日/月	513	578	578	578
	人/月	27	34	34	34
就労継続支援（A型）	人日/月	991	1,026	1,063	1,101
	人/月	52	55	57	60
就労継続支援（B型）	人日/月	2,149	2,238	2,331	2,428
	人/月	121	128	136	144
就労定着支援	人/月	17	18	19	20
療養介護	人/月	11	12	12	12
福祉型短期入所	人日/月	74	147	168	192
	人/月	13	36	41	46
医療型短期入所	人日/月	0	11	11	11
	人/月	0	3	3	3

自立生活援助	人/月	4	5	6	7
うち、精神障がいのある人	人/月	4	5	6	7
共同生活援助	人/月	48	51	54	57
うち、精神障がいのある人	人/月	15	17	18	19
施設入所支援	人/月	64	64	64	63
地域相談支援（地域移行支援）	人/年	0	1	1	1
うち、精神障がいのある人	人/年	0	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人/年	0	1	1	1
うち、精神障がいのある人	人/年	0	1	1	1
計画相談支援	人/年	403	412	431	451

※令和2年度見込量のうち、「同行援護」「医療型短期入所」「福祉型短期入所」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を特に大きく受けていると推察されます。なお、これらのサービスの令和3～5年度の見込量につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響がないと想定した数字としております。

・障がい児通所支援事業の見込量

サービス名	単 位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	397	428	461	497
	人/月	46	50	53	58
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	1,739	1,932	2,147	2,385
	人/月	176	196	217	241
保育所等訪問支援	人日/月	15	20	20	20
	人/月	14	20	20	20
障がい児相談支援	人/年	222	246	270	299
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	3	3	3

・地域生活支援事業の見込量

サービス名	単 位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般相談	件/年	3,065	3,257	3,479	3,720
意思疎通支援	人/年	3	3	4	4
日常生活用具給付	件/年	1,276	1,332	1,391	1,453
移動支援	実施箇所数	22	22	22	22
	人/年	48	49	50	51
地域活動支援センター	実施箇所数	2	2	2	2
	人/年	2	2	2	2
日中一時支援	実施箇所数	23	23	23	23
	人/年	38	53	53	53

○障がい福祉サービスの概要（参考）

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいによって移動に困難がある人の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な人が行動する際、危険回避のため必要な支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に生産活動、職場体験等の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所（福祉型・医療型）	短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。医療型短期入所は遷延性意識障がい児・者や重症心身障がい児・者等が対象となります。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や相談、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
計画相談支援 （障がい児相談支援）	障がい福祉サービス（又は障がい児通所給付等）を利用する場合に、ケアマネジメント、モニタリングにより、サービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援を行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、退院、退所後に地域における生活に移行できるよう、相談や必要な支援などを行うサービスです。

地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
児童発達支援 放課後等デイサービス	障がい児に、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動及び放課後や夏休みの長期休暇の居場所づくりを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児などの重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
一般相談	障がい児・者及び家族等の相談に応じ、情報提供、福祉サービスの利用相談支援等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図るのに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付します。
移動支援事業	外出に困難がある障がい者及び障がい児について外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います。

○平成30・31年度の障がい福祉サービスの実績（参考）

・障がい福祉サービス事業

サービス名	単 位	30年度	31年度	サービス名	単 位	30年度	31年度
居宅介護	時間/月	577	628	就労移行支援	人日/月	599	570
	人/月	47	48		人/月	33	37
重度訪問介護	時間/月	0	0	就労継続支援 (A型)	人日/月	1,032	870
	人/月	0	0		人/月	51	45
同行援護	時間/月	77	80	就労継続支援 (B型)	人日/月	1,890	1,973
	人/月	7	7		人/月	107	117
行動援護	時間/月	0	0	就労定着支援	人/月	6	13
	人/月	0	0	療養介護	人/月	12	12
重度障がい者等 包括支援	時間/月	0	0	福祉型 短期入所	人日/月	88	129
	人/月	0	0	医療型 短期入所	人/月	23	32
生活介護	人日/月	2,140	2,152		人日/月	14	6
	人/月	109	113	自立生活援助	人/月	3	2
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	43	28	共同生活援助	人日/月	3	3
	人/月	2	2	施設入所支援	人/月	48	47
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	50	29		人/月	66	64
	人/月	3	2	地域移行支援	人/年	0	0
				地域定着支援	人/年	0	0
				計画相談支援	人/年	383	394

・障がい児通所支援事業

サービス名	単 位	30年度	31年度
児童発達支援	人日/月	264	365
	人/月	42	47
医療型 児童発達支援	人日/月	0	0
	人/月	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0
	人/月	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	1,327	1,551
	人/月	133	158
保育所等 訪問支援	人日/月	10	20
	人/月	10	20
障がい児 相談支援	人/年	170	183

・地域生活支援事業

サービス名	単 位	30年度	31年度
一般相談	件/年	2,413	2,890
意思疎通支援	人/年	2	3
日常生活用具 給付	件/年	1,135	1,222
移動支援	実施箇所数	21	21
	人/年	43	47
地域活動支援 センター	実施箇所数	2	2
	人/年	6	6
日中一時支援	実施箇所数	23	23
	人/年	51	53

4. 成果目標の設定

古賀市における成果目標等を、次のとおり設定します。設定にあたっては、各成果目標等に係る国の基本指針に即します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ① 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数（A）の6%以上が地域生活に移行すること。
- ② 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数（A）から1.6%以上削減すること。

【古賀市の考え方】

施設入所支援サービスの利用者については、障がい者本人の高齢化・重度化を踏まえ、本人及び家族の意向を考慮しながら、国の基本指針に従い、グループホームなどへの移行を進めていきます。

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数（A）	64 人	
《目標値》 令和3年度から令和5年度末までの地域生活移行者数	4 人	（A）の6%
《目標値》 令和5年度末の施設入所者削減数	1 人	（A）の1.6%

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすために、施設入所や長期入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などのサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援の拠点づくりの整備が必要になります。

【国の基本指針】

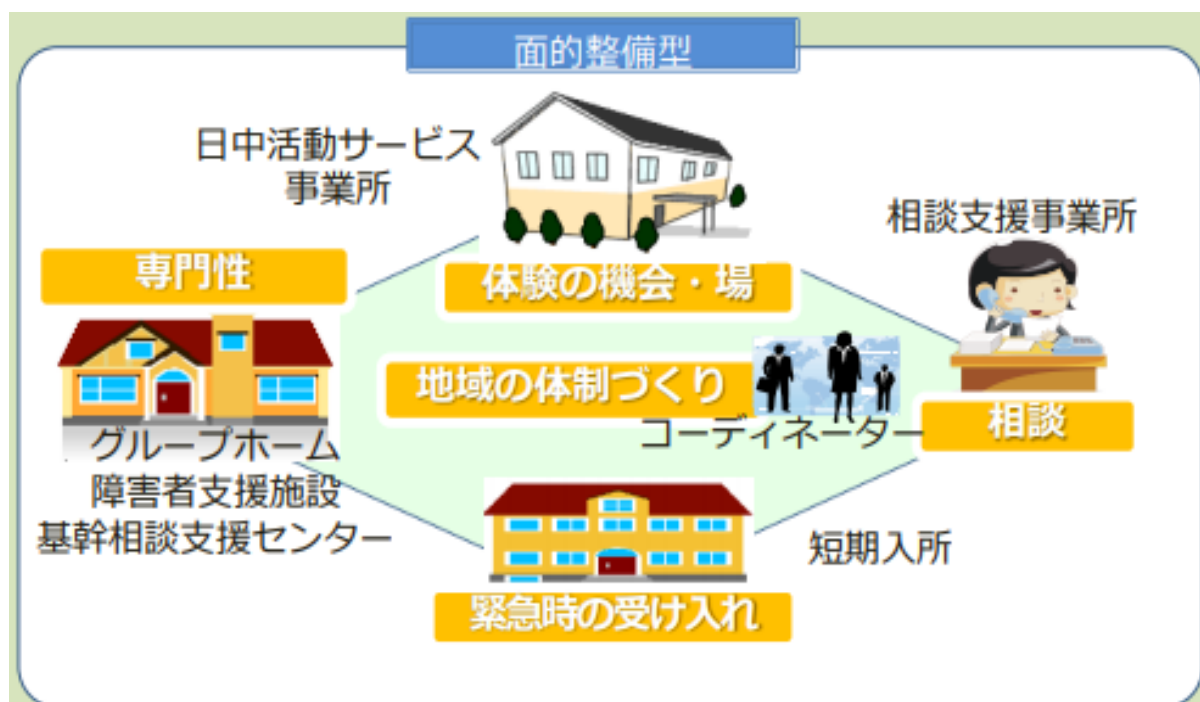
令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活拠点等（地域生活拠点又は面的な体制をいう。）を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

【古賀市の考え方】

関係各機関と連携しながら、令和5年度末までに市又は圏域に1つを整備のうえ、整備後は年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。



【厚生労働省HPより転載】

3. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を、令和元年度中の一般就労への移行実績（B）の1.27倍以上とすること。

【古賀市の考え方】

障がい者の就労支援のために関係機関からなる就労部会を開催することにより、国の基本指針に従い、一般就労への移行及び就労の定着を促進していきます。

項目	数値	備考
令和元年度中に、福祉施設利用者が就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数（B）	19 人	
《目標値》 令和5年度中に、福祉施設利用者が就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した人数	24 人	（B）の1.27倍

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ③ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【古賀市の考え方】

- ① 児童発達支援センターについては、令和5年度末までに整備することを目指し、庁内の関係各課や関係各機関と協議を行っていきます。
- ② 保育所等訪問支援については、市内にサービスを提供している事業所が3カ所あり、提供できる体制になっているものと考えております。
- ③ 重症心身障がい児の支援については、市内及び近隣市町の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が、個々の障がいの状態や家庭の状況などを勘案した上で、可能であれば受け入れをしており、この体制を継続・拡充させていきたいと考えております。
- ④ 医療的ケア児に係る協議の場については、個々の医療的ケア児の状態やニーズに応じ、医療機関、保育所・学校、障がい福祉サービス事業所、子育て担当課や障がい福祉担当課等の庁内関係各課等、当該児童に係る支援機関による個別協議を随時実施したいと考えております。また、医療的ケア児の支援に当たっては、市内の障がい福祉サービス事業所に配置された医療的ケア児に関するコーディネーターと必要な連携を図っていききたいと考えております。

★医療的ケア児に関するコーディネーターとは★

医療的ケア児に関するコーディネーターは、医療的ケア児に関する状況把握、必要な情報提供、相談対応、医療機関・障がい福祉サービス事業所との調整、本人や家族の状況に応じた障がい福祉サービス利用計画策定などを行います。コーディネーターが支援に関わることで、医療と福祉の支援者の連携体制を確立し、よりよい支援につなげることを目指しています。

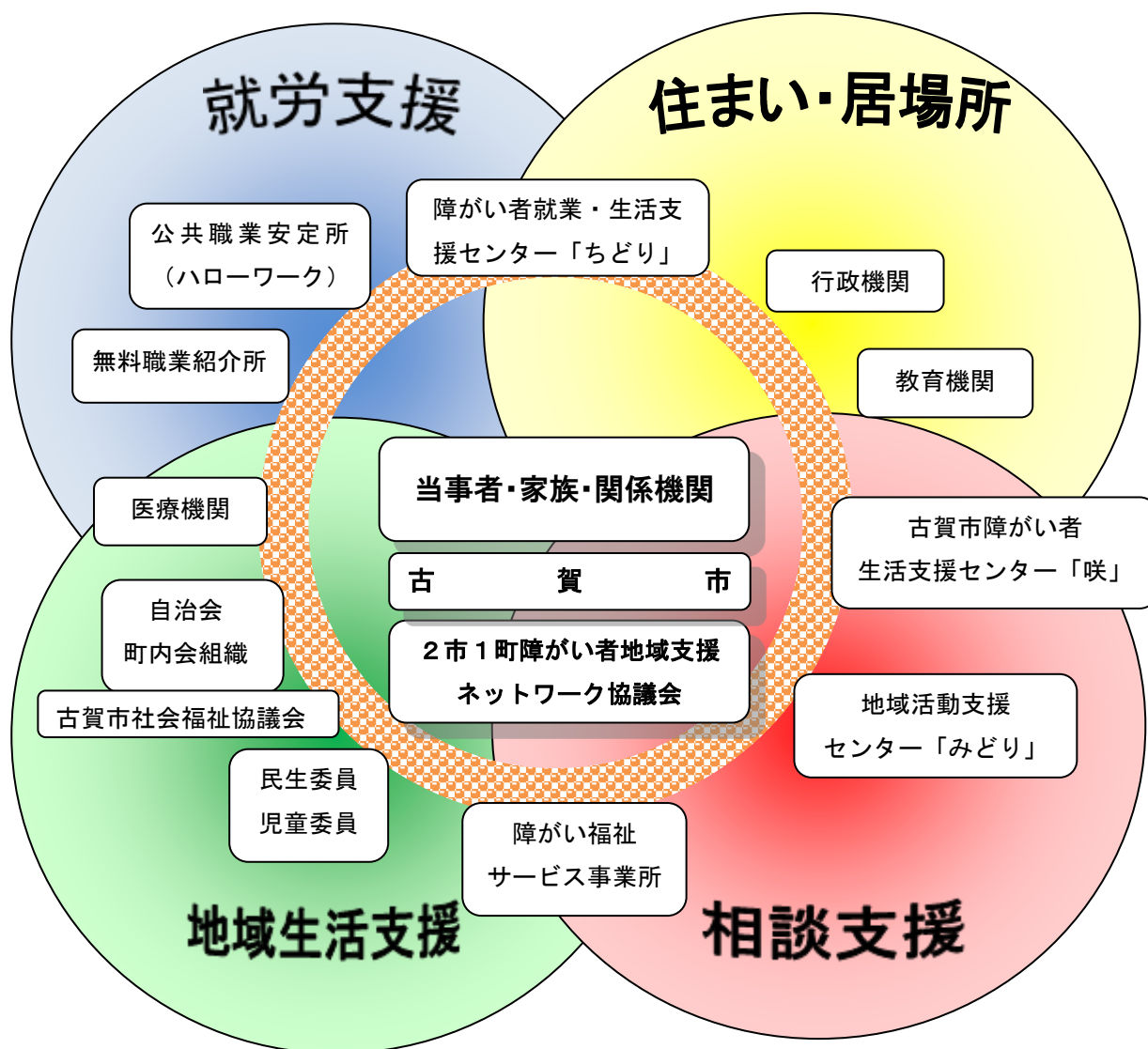
5. 取組みの体制

古賀市では、「第4期古賀市障がい者基本計画」の基本方針に沿って障がい者施策を推進していきます。

障がい者施策を円滑に推進するため、福津市・古賀市・新宮町の2市1町で広域設置している障がい者地域支援ネットワーク協議会を一層充実させていきます。

特に、各専門部会や各市町毎の連携会議における、研修会や見学会、事例報告を通じ、支援者の情報共有を図ることで、障がい福祉サービスの質の向上と維持に努め、前述の障がい福祉サービスの見込量を確保していきたいと考えます。

また、障がいの重度化や、本人及び家族の高齢化も考慮しつつ、2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会を中心に、多分野・多職種の関係機関との連携をさらに強化していくことで、障がいのある人が各々に自分らしく安心して地域で生活が送れるよう、切れ目のない支援体制や環境を築いていきます。





第6期古賀市障がい福祉計画

第2期古賀市障がい児福祉計画

令和3年3月

編集・発行／古賀市(保健福祉部福祉課)

〒811-3116

福岡県古賀市庄205番地

TEL 092-942-1150

FAX 092-942-1154

Eメール syougai@city.koga.fukuoka.jp